

第45回
岐阜県国土利用計画審議会
議 事 録

日時：平成24年2月20日（月）13:30～14:10

場所：議会西棟 第3会議室

【事務局】

失礼します。それでは時間となりましたので、ただいまより、第45回岐阜県国土利用計画審議会を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しいなか委員の皆様方にはご出席を賜りありがとうございます。開会に当たり、今日は、都市建築部長が出席する予定でしたが、若干遅れておりますので、また、のちほど出席させていただきます。それでは、都市建築部次長高藤よりあいさつ申し上げます。

【都市建築部次長】

都市建築部次長の高藤でございます。皆様よろしく申し上げます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しいなか、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。山本の方が、先ほど申し上げましたように、ちょっと前の行事が押しまわっておりまして遅れておりますので、代理でご挨拶させていただきます。

日頃より皆様には県の都市建築行政に格別のご指導、ご協力を賜りましてありがとうございます。この場を借りまして深くお礼申し上げます。

本日の、この岐阜県国土利用計画審議会でございますけれども、県土利用の将来像を示す国土利用計画でございますとか、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律などの各個別法の規制法と連携して県内の土地利用の基本的な方向付けを行う土地利用基本計画をご審議いただくという場でございます。

委員の皆様におかれましては、平成23年4月から平成26年3月までという形で3年間の任期で委員をお願いしているところでございます。継続の方、新規の方いらっしゃいますが、在任中は、それぞれのご立場で土地利用行政についてご指導を賜われれば、と考えております。よろしく申し上げます。

本日、審議をお願いします案件は、土地利用基本計画の計画図の変更でございます。これは、県下12箇所ございますが、土地利用の変更についてご審議をお願いするもので、都市地域の拡大が1件、森林地域の縮小が11件という形になってございます。

本日はご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

それでは、審議に入らせていただきます前に、資料のほうの確認をさせていただきます。最初に次第がございまして、続きまして、配席図、出席者名簿、次に諮問書となっております資料1というのがございます。続きまして、資料2がございまして、その次ですが、参考ということで審議会条例になっております。最後に昨年度と一昨年度皆様にご審議いただきましてできました国土利用計画の岐阜県計画と岐阜県土地利用基本計画書というのを準備させていただきました。皆様でございますでしょうか。

それでは、委員皆様方のご紹介につきましては、お手元の委員名簿と配席図をもって

紹介に替えさせていただきますので、よろしくお願いします。

続きまして、今回は、委員任命後、初めての審議会でございますので、審議会の会長を選任したいと考えております。

会長は、審議会条例第4条第1項の規定により委員の互選によって決めることになっておりますので、委員の皆さまご意見のほうはございませんでしょうか。

（「事務局一任」の発言）

事務局一任の発言がありました皆様よろしいでしょうか。

（「異議なし」の発言）

それでは、ご異議がないようですので、事務局から提案させていただきます。

それでは、環境問題の専門家で、朝日大学教授で前会長の大野委員に会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の発言）

ご異議がないようですので、大野委員に会長をお願いします。

会長、席の移動をお願いします。

それでは、大野会長、就任のごあいさつと審議会条例第4条第3項により会長職務代理者の指名をお願いします。

【大野会長】

大野でございます。どうぞよろしくお願いします。

審議が順調にいきますように皆様のご協力をよろしくお願いします。

それでは、会長職務代理者として名城大学の都市情報学部准教授の柄谷委員を指名させていただきます。

【事務局】

ありがとうございました。柄谷委員におかれましては、本日欠席されておりますので、事務局からその旨連絡させていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。現在の委員数は、15名ですが、本日の審議会には、15名中11名と半数以上の委員にご出席いただいておりますので、審議会条例第5条第3項による定足数に達しておりますので、よって、本審議会は成立していることをご報告いたします。

審議会条例第5条第2項の規定によりまして、会長が議長となるとされておりますので、議事進行につきましては、会長にお願いします。

それでは、よろしくをお願いします。

【大野会長（議長）】

ただいま、事務局から説明がありましたように、私が、議事の進行を努めさせていただきますので、ご協力をよろしくをお願いします。

まず、はじめに、運営規程において、審議会の議事録について会長及び会長が指名した委員2名が署名することとなっております。

会長が指名する委員として、水野委員と川合委員に署名をお願いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

つづきまして、知事から諮問のありました（1）の土地利用基本計画図の変更案について審議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

（土地利用基本計画図の変更案について説明）

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

【大野議長】

はい、どうもありがとうございました。高山の都市地域の拡大が1件、そのほかで森林地域の縮小で11件のご説明をいただいたわけですが、関係市町村、そのほかとも調整は終わっているということですが、この件に関しましてご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【川合委員】

整理番号6番の可児の森林地域の減少についてですが、近年この地域は、大洪水が2年連続発生しています。その原因を探っていきますと、農林地の減少によるところもあります。こういった都市型に変更するのはいいのですが、水源の確保などを講じたことも注意していただきながら変更していただくことをお願いしたいです。

【大野議長】

地域の変更とともに、その地域の環境の保全もしっかり考慮にいれながら、というご意見ですね。

【都市政策課長】

都市政策課長でございます。ただいまの川合委員のご意見、県の林政部のほうでも森林法に基づいて、当然に個別の事業をする際には、水害のないようにするとか水源涵養に十分配慮するという視点も踏まえて許可をしておりますので、事業執行する際にも、また今後ともさらにその視点で許可にあたりたいというふうに思います。

【川合委員】

ほかの地域はそんなに気にならないのですが、たまたまこの地域は地質的にかん養表土が少ないので保全をよろしくお願いします。

【大野議長】

ほかにご意見はありませんか。

地震もありますしね。いろいろ心配もありますので、環境保全も両立しながら開発もということ。

ほかにございませんでしょうか？ よろしければ、審議を終了させていただきたいと思っております。

【神谷委員】

高山の都市地域の拡大ですが、国府、丹生川地域と清見地域がありましたよね。国府、丹生川地域は割と農用地とかすでに開発されているところなのでそちらはいいのですが、清見地域は、この地域の森林の奥なんですけど自然環境保全地域とか国有林が多い地域なので、こういった地域を新たに開発するとなると、もちろん高山市さんの計画とかあってのことなので何とも言えない、現地を見ていないのでわからないところもありますけど、一般的には、一般市民にとってはわざわざ、大事な森林、午前中、自然環境保全審議会に出ていたのですが、そっちでは生態系の保全とか鳥獣の保護とかをやっていて、森林を守らなければならないという議論がでるんですよ。横のつながりができていないのかな。縦割りというか。そっちは自然を守るけど、こっちは都市開発だよという感じがあったのですが。こちらは森林が多いのですが、ここをあえて活用するとなると説明責任がかなり大事になってきて、具体的にこういう事業、計画があるのか、あるいは人口増加が一番いいやすいのですが、人口はどんどん減少しているなかで、だからいるのだという説明ですよ。有効な説明がなされているのかどうかという心配があります。たとえば、大きな産業がくるとか、具体的な計画があったら都市地域にするのだといいのはいいのですが、バブルの前の日本の経済政策もありましたが、とりあえず困ってそこから何かをやるのだと。ほんとに具体的な話がないとみんなが混乱する。私は、どんどん広がっていくのではなくて、人とかインフラとかもっと中心に集めないと、行政コスト的にしんどいのではないかと規模がでかいと。人口

は減少しているし、産業も空洞化しているので、やはり逆ドーナツにしないと行政コストばかりかかってしょうがないのではないかという気になります。だから、ずいぶんゴルフ場が経営難になっていきますから、そこを借りて、あえて森林を開発しないで利用してそこに工場を建てるとか、既存のもの、使わなくなったものをどんどん有効利用しないと、コスト的にもきつくなると思うので、いろいろなインフラとか慎重にやっていただきたいかなと。これは全部に言えることだと思いますが。

【大野議長】

はい、ありがとうございます。

【都市政策課長】

都市政策課長です。

今、神谷先生から意見のありました高山都市計画区域に加わる地域でありますけれども、例えば清見のあたりですが、この辺は、農業地域でもあり森林地域にもなっているという重複している区域です。そういう区域で、農業も森林もしっかり守りながら、ただ、平成17年に高山市が合併したということで、地元の方々が熱心に議論をされた結果、ここにあります清見、丹生川、国府が高山と一体的につながっているという都市計画の中で考えていきたいということとなりました。当然、森林は大事にする、農業も大事にする、しかしながら効率的な行政を進めるために、たとえば道路をしっかりとつなぐために一体的に考えていきたいとして、このような形でくくらせていただきたいと。将来的にはすぐに事業があるわけではない場所もございますが、10年先20年先を踏まえながら一体的に全体的に考えていきたいというものでございます。その中で重なった、農業や森林地域はしっかりと踏まえていき、その部分を全体で国土利用計画で調整をさせていただいて、関連する森林部局、農業部局、自然保護部局と個別にしっかりと規制をかけていくという流れでございます。

【大野議長】

そのほか、何かご意見はありますでしょうか。それでは、今事務局に説明していただきました合計12件ですか、この案が適切かどうかお諮りしたいと思います。

この案が適切であるということで答申してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の発言)

それでは、土地利用基本計画図の変更案について、了承していただきました。

これをもちまして本日の議事はすべて終わりました。ご協力のほどありがとうございました。では、事務局にお返しします。

【都市政策課長】

本日は、ご提出させていただきました案件につきましてご審議をいただきましてまことにありがとうございました。貴重なご意見をふまえ、しっかり対応させていただきたいと思います。

本日、お認めいただきました計画図の変更につきましては、了解をいただいたということでございますので、計画図の変更作業を進めさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、今回をもちまして、本年度の審議会は終了させていただきます。

今後とも何かとご助言、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございました。